

川崎市長選挙の内容



選挙は次の6つの種類があります。そのうち今回は、川崎市の市長を選ぶ「川崎市長選挙」が10月22日（日）に執行されることが決まりました。

なお、そのほかの地方選挙である神奈川県知事選挙、神奈川県議会議員選挙、川崎市議会議員選挙は、「統一地方選挙」として平成31年の春に行われる見込みですが、川崎区では、川崎市議会議員に1名の欠員が生じていることから、市長選挙と同時に補欠選挙を執行する予定です。

選挙マスコット「イックン」

選挙の種類		選挙区数	定数	任期	選び方	
国の選挙	衆議院議員 総選挙	小選挙区	289	289人	4年 *解散あり	その選挙区で最も多く得票した1人が当選する
		比例代表	11 ブロック	176人		ブロックごとに各政党等の得票数に比例して当選者数が配分され、名簿登載順に当選者が決まる
	参議院議員 通常選挙	選挙区	45	146人	6年 *3年ごと に半数改選	各都道府県の区域（例外あり）を単位とする選挙区で行われ、得票数の多い順に当選者が決まる
		比例代表	全国	96人		全国での各政党等の得票数に比例して当選者数が配分され、名簿登載者の得票順に当選者が決まる
地方の選挙	神奈川県知事選挙		1	1人	4年	神奈川県を1つの選挙区として最も多く得票した人が当選する
	神奈川県議会議員選挙		49	105人		県内を49選挙区に分けて、それぞれの選挙区の定数にしたがい得票数の多い順に当選者が決まる
	川崎市長選挙		1	1人		川崎市を1つの選挙区として最も多く得票した人が当選する
	川崎市議会議員選挙		7	60人		市内各区を1つの選挙区として、その選挙区の定数にしたがい得票数の多い順に当選者が決まる

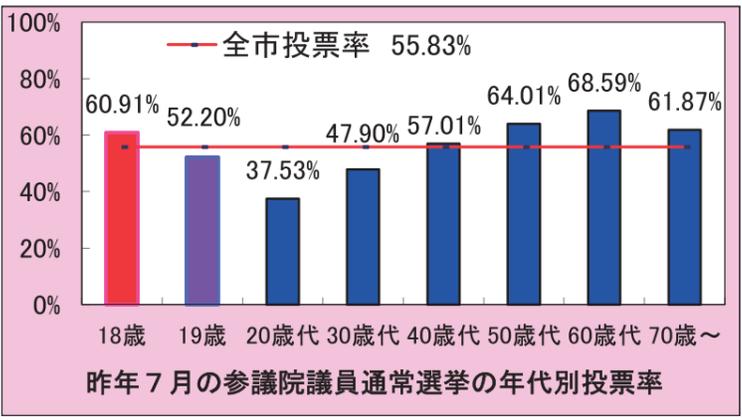
ここに注目

選挙のルールを守りましょう！

候補者等が行う選挙運動を全く自由にしてしまうと、お金持ちが有利になるなど不公平になってしまいます。このため、選挙を公平で公正に行うために決められたルールがあり、公職選挙法等で認められた選挙運動以外のことをしたり、お金で票を買う「買収」等は厳しく禁止されています。

また、皆さんが候補者等を応援するための選挙運動ができるのは、有権者となる18歳以上ということも覚えておいてください。

昨年の参議院議員通常選挙では、選挙権年齢の引き下げにより新たに18歳、19歳の有権者が投票に参加し、投票率は20歳代、30歳代と比較して好調でした。今回の川崎市長選挙でも、18歳になり有権者として選挙権を得たら、選挙の際にしっかり考え、投票することが大切です。



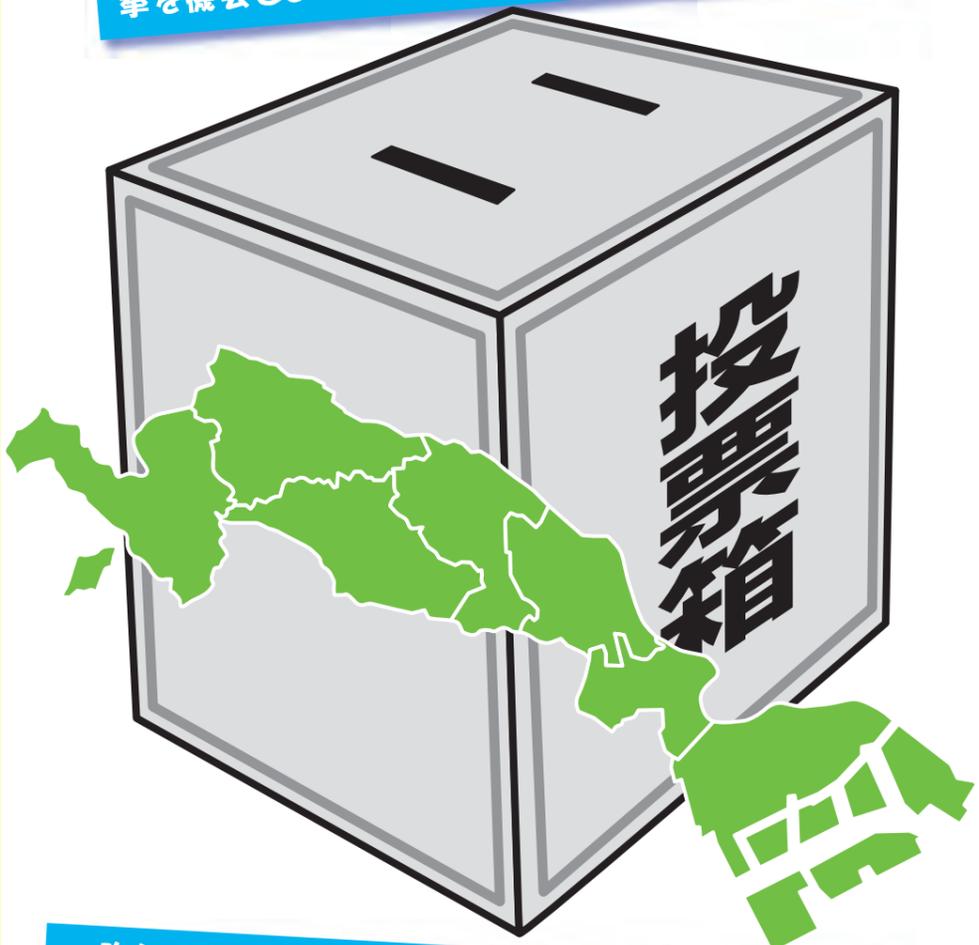
Eighteen 選挙

HOW TO

高校生のみなさんへ

18歳になったら
投票デビュー

皆さんは普段、自分たちが暮らす市や地域のことに
ついてどのくらい知っていますか？今回の川崎市長選挙
を機会として少し考えてみませんか？



昨年の参議院選挙では、新たに有権者となった多くの
18歳の人たちが投票に行きました。皆さんも18歳にな
ったら、ぜひ初めての選挙で投票に行きましょう！

10/22 川崎市長選挙

川崎市長とは？

川崎市

●川崎市は多摩川に沿って細長い形状であり、工業地帯として発展した臨海部から、生田緑地をはじめ緑豊かな北部まで、文化・芸術、スポーツ、自然等、それぞれの魅力、特色がある7区から構成されています。

このような川崎市は、全国的に人口が減少傾向にある中で、今年4月には人口が150万人を超え、今後も交通便利性が高く、住環境が良好な都市として、さらなる発展が期待されています。



市長

●選挙によって選ばれた市長は、市政の責任者として市のあり方や運営の方針について考え、市民の皆さんが納めた税金などを元に様々な計画や制度を作って市政を運営しています。

市役所では市長の政策方針に基づいて、市民の皆さんが安心して健康的な生活を送れるように、福祉、子育て、教育、安全、防災、経済、環境など生活に密着した業務を行っています。



川崎市長選挙は…

●人口が150万人を超え、さらに発展を続ける川崎市の市長選挙は、150万市民の暮らしを支え、また地域社会の発展を担う市政運営のリーダーを選ぶという、市民にとって身近で重要な選挙です。



考えよう！調べよう！
投票する前に

選挙の情報

市政だより ホームページなど

●選挙の投票日や期日前投票、不在者投票の案内などについては、「市政だより」や「選挙特設ホームページ」などで皆さんにお知らせします。

このチラシもそういった選挙啓発の一環として、高校3年生の皆さんに配布するものです。

投票所入場整理券

●選挙の告示日前後に、各区の選挙管理委員会から「投票所入場整理券」が届きます。投票所入場整理券には、投票日時や投票所の場所と案内図を記載し、また期日前投票や不在者投票の案内チラシを同封しています。



候補者の情報

公営ポスター掲示場

●選挙が近くなると市内に約1,300か所の公営ポスター掲示場を設置します。候補者は立候補の届出後、自分の氏名、顔写真、政策などを記載したポスターを掲示します。



選挙公報

●選挙の告示日後に、各区の選挙管理委員会から各家庭に「選挙公報」を配布します。「選挙公報」には候補者の氏名や写真、経歴、政策などが掲載されています。



新聞やテレビなど

●選挙が近づくと、候補者や選挙の情報は新聞やテレビでも大きく取り上げられます。また、候補者等は立候補の届出後、選挙運動としてホームページを開設したり、街頭演説をしたりして政策や主張を有権者に訴えます。

そして 投票へ

当日投票

●投票は選挙の投票日当日に指定された投票所で行うのが原則です。投票所の場所や時間などは自宅に届く「投票所入場整理券」に記載されています。投票日に投票できない場合は「期日前投票」「不在者投票」による投票をすることができます。

期日前投票

●「期日前投票」は、選挙の告示日の翌日から投票日前日までの間、土日祝日を含めて行うことができます。期日前投票所は川崎区に3か所、そのほかの区に2か所ずつ設置されていて、お住いの区内の期日前投票所で投票することができます。

不在者投票

●「期日前投票」の期間中、仕事や旅行で遠くにおいても、滞在先で「不在者投票」をすることができます。また、病院等に入院している人がその施設内で投票できる制度や、身体に一定の重度の障害がある人などが、事前に手続きをしておくことにより郵便で投票できる制度もあります。

まだ18歳になっていない皆さんへ

皆さんも、有権者である保護者や同級生等と一緒に投票所に入場することができます。ぜひ投票所に行って、場内を見学してみてください。

投票するだけでなく、選挙の流れを確認してみましょう。

選挙の告示

選挙管理委員会が選挙執行を有権者にお知らせします

立候補の届出

選挙管理委員会の選任した選挙長に立候補の届出をします

選挙運動

候補者は一定のルールの中で選挙運動をすることができます

投票日

投票は指定された投票所で決められた投票日・時間内に行います

開票

各区の開票所で、投票箱を開けて候補者ごとの得票数を確かめる「開票」を行います

当選人の決定

候補者ごとの得票数の確認後、選挙会で当選人を決定します